

Ocean Newsletter

590

NO.

5 March 2025

中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC) における資源管理の進展

晝間信児 ●HIRUMA Shinji

中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)は、カツオ・マグロ類の資源管理を行う地域漁業管理機関であり、日本を含む26の国・地域が加盟している。一時は歴史的な低水準まで減少した太平洋クロマグロ資源は、WCPFCでの保存管理措置の採択等を通じて資源管理を行った結果、順調な回復を見せ、2024年11月末からのWCPFC年次会合において小型魚1.1倍、大型魚1.5倍の増枠が正式に採択された。

持続可能な水産業

～「獲りながら」、「食べながら」の視点から～

和田時夫 ●WADA Tokio

わが国周辺の水産資源の状態が比較的安定しているとみられる一方で、漁業生産量の減少が止まらない。持続可能な水産業を達成し、レジリエントな水産物需給体制を構築するためには、最大持続生産量を基準とした「獲りながら」の資源維持に加えて、わが国漁業の多品種少量生産の特徴を踏まえた地産地消の意識的な取り組みによる「食べながら」の生産体制の維持が欠かせない。

MSC認証とカツオ・マグロ類漁業

石井幸造 ●ISHII Kozo

持続可能な漁業の証しであるMSC漁業認証を取得するカツオ・マグロ類漁業は世界的に増えており、その背景にはMSC認証のカツオ・マグロ類の市場が世界的に拡大していることがある。MSC漁業認証の取得・維持は地域漁業管理機関におけるカツオ・マグロ類資源の適切な管理措置の策定・導入にも関係しており、消費者がMSCラベルの付いたカツオ・マグロ類製品を選ぶことが将来にわたってカツオ・マグロ類資源を残していくことにつながる。

IUU漁業の現状と日本

～シャークフィニングから考える～

花岡和佳男 ●HANAOKA Wakao

IUU(違法・無報告・無規制)漁業の存在は、世界の海洋における水産資源の持続的な利用にとって大きな脅威である。「フカヒレスープ」で知られるフカヒレはサメのヒレを使用しており、高級食材として世界的に珍重されてきた。しかし、漁獲の際、ヒレだけを獲って魚体を海に投棄する「シャークフィニング」は、その残忍性や絶滅が危惧されているサメを保全する観点から、多くの国や地域で禁止されている。これは、典型的なIUU漁業である。

中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)における資源管理の進展

[KEYWORDS] クロマグロ／資源管理／地域漁業管理機関

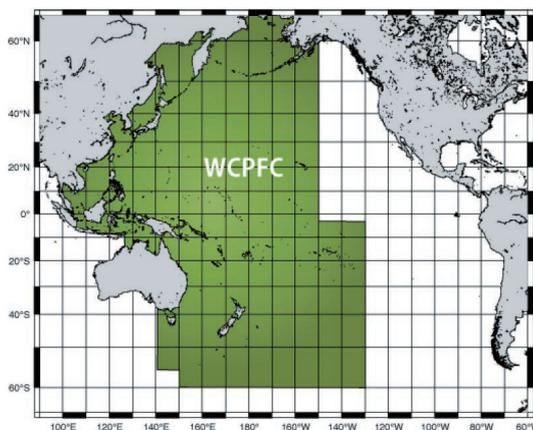
晝間信児 ●水産庁国際課課長補佐(企画班担当)

WCPFCとは

中西部太平洋まぐろ類委員会(Western Central Pacific Fisheries Commission)は、2004年に設立された地域漁業管理機関(漁業管理のための国際機関)であり、カツオ・マグロ類の保存管理措置等を決定している。

WCPFCには、日本の他、米国、EU、太平洋島嶼国等、26カ国・地域が加盟しており、このうち16カ国(太平洋島嶼国、豪州、NZ)は、フォーラム漁業機関(FFA)という地域ブロックとして交渉に臨み、その発言力を確保している。このため、WCPFCにおける交渉では、FFAメンバー国のポジションを把握しながら対応することが特に重要となる。また、WCPFCでの意思決定は、基本的にコンセンサスで行われるところ、FFAメンバー以外の国・地域の関心事項にも留意しながら交渉にあたる必要がある。

■図1 WCPFCの管理対象水域



太平洋クロマグロの資源回復と増枠交渉

太平洋クロマグロ(種名:タイヘイヨウクロマグロ)は、1990年代後半から、特に小型魚の漁獲が増大したことにより資源状況が悪化し、2010年頃には親魚資源量が歴史的な低水準まで減少した。日本は太平洋クロマグロの最大の漁獲国・消費国であり、次のとおり資源回復に積極的に対応してきた。

まず、WCPFCでは、2009年に初めて太平洋クロマグロの保存管理措置を採択し、特に未成魚(0～3歳)に対する漁獲努力量の抑制等を行うことに合意した。日本国内でも、措置の実施に必要な対応を進めていった。さらに WCPFCで措置の強化を主導し、2015年から小型魚(30kg未満)の漁獲量を2002～2004年平均水準から半減し、2017年からは大型魚(30kg以上)の漁獲量を2002～2004年平均水準から増加させない等の保存管理措置が合意された。日本国内でも、これらの決定を踏まえ数量管理を順次導入し、2018年からは法律に基づく漁獲可能量(TAC)による管理を開始した。これらの努力の結果、太平洋クロマグロ資源が順調な回復を見せたことから、日本は増枠に向けた交渉を開始し、2021年の WCPFCでは、2022年以降、大型魚(30kg以上)の漁獲上限を15%増枠することに合意した。

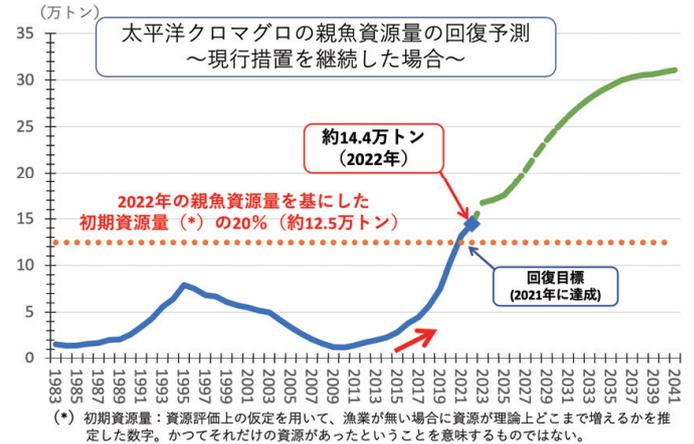
また、2024年には、北太平洋まぐろ類国際科学小委員会(ISC)が更新した最新の資源評価により、親魚資源量が、WCPFCが設定した回復目標(初期資源量の20%)を2021年に達成したことが確認された。加えてISCは、WCPFCが設定した漁獲制御ルール(初期資源量の20%を上回る確率が60%を超える場合、60%以上を維持できる範囲で措置の調整を行う)の下で、増枠が可能であることを示す将来予測を提示した。

国内の漁業関係者からは、漁業現場において太平洋クロマグロの良好な来遊を経験し、数量

管理に苦慮しているとの声とともに、WCPFCが大幅な増枠に合意することに大きな期待が寄せられた。

2024年7月に日本の釧路市で開催した全米熱帯まぐろ類委員会(IATTC)とWCPFC北小委員会の合同作業部会^{※1}において、日本からは小型魚1.3倍、大型魚2.3倍の大幅な増枠を提案した。この増枠幅は、WCPFCが設定した漁獲制御ルールの範囲内で最大限の増枠を計算した結果に基づいているものの、将来の親魚資源量が初期資源量の20%に向けて再度減少していくことが見込まれることから、支持は得られなかった。参加国の中には、過去資源の減少をもたらした小型魚の増枠には一切反対するとの立場や、大型魚についても市場への影響の観点から大幅な増枠には反対との立場をとる国もあったが、粘り強く交渉した結果、小型魚1.1倍、大型魚1.5倍の増枠を基本とする措置に合意し、IATTCがこれを検討すること、また、WCPFC北小委員会がWCPFC年次会合に措置の採択を勧告することに合意した。この際、増枠するのであれば、クロマグロ漁業に対する監視取締措置も併せて強化すべきとの意見が示されてきたことへの対応として、日本から監視取締措置(各国・地域が実施する監視取締措置に関する報告義務を設け、2025年以降、具体的措置を検討する手続きを定めるもの)を提案し、増枠の措置とセットで合意した。

■図2 太平洋クロマグロの親魚資源量の推移



同年9月に開催されたIATTC年次会合でこれらの措置が議論され、増枠の措置はそのまま、監視取締措置には技術的修正を加えた上で、いずれの措置もIATTCとして正式に採択した。

続いて、11月末から開催されたWCPFC年次会合でも、増枠の措置はWCPFC北小委員会からの勧告どおりに、監視取締措置には技術的修正を加えた上でWCPFCとして正式に採択した。

大きな期待が寄せられた増枠の実現には、7月の会合、9月のIATTC年次会合、11月末からのWCPFC年次会合と3段階のプロセスで合意を得る必要があったが、太平洋クロマグロの管理をめぐって立場や関心事項が異なる国・地域の間で実際に合意を得ることは容易ではなく、水面下ではさまざまな調整を重ねる必要があった。ただ何より、これまで漁業関係者の方々が、厳格な数量管理に取り組まれた努力の結果、資源が大きく回復したとの評価が得られたことが、増枠の最大の後押しであった^{※2}と感じている。

WCPFCで進む漁業管理と課題

WCPFCでは、カツオ、キハダ、メバチといったいわゆる熱帯マグロ、これに加えビンナガも重要魚種とされており、保存管理措置の更新にあたっては大きな議論がある。また、メカジキ等のカジキ類についても、保存管理措置の導入が進んでいる。いずれの魚種も、「管理方式^{※3}」の導入が進んでおり、多分に技術的なこれらの議論に対応していく必要がある。

さらに、WCPFCでは漁業のデータ収集及び監視取締のため、船上カメラによる映像記録を活用した電子モニタリング(EM)導入の議論が進んでおり、2024年の年次会合で、EMの共通仕様を定めた暫定スタンダードに合意した。今後WCPFCの保存管理措置の中で、EMが具体的に活用されていく見込みであり、日本の漁業もこのような漁業管理の高度化に対応していく必要がある。(了)

※1 WCPFCと、太平洋東部を管理対象水域とするIATTCは、太平洋を広く回遊する太平洋クロマグロの管理を協調して行うため、毎年、IATTCとWCPFC北小委員会の合同作業部会を開催し、太平洋の東西で調和のとれた管理を議論した上で、各機関の管理措置に反映する協力枠組みを構築している。

※2 WCPFC年次会合の議場では、「太平洋クロマグロの資源回復は、WCPFCのサクセス・ストーリーとして祝福すべき」と述べる参加国もあった。

※3 資源を中長期的に維持すべき水準や、資源の状況に応じた漁獲の在り方を事前に設定しておくもの

持続可能な水産業

～「獲りながら」、「食べながら」の視点から～

[KEYWORDS] 最大持続生産量／多品種少量生産／地産地消

和田時夫 ●(一社)全国水産技術協会専務理事

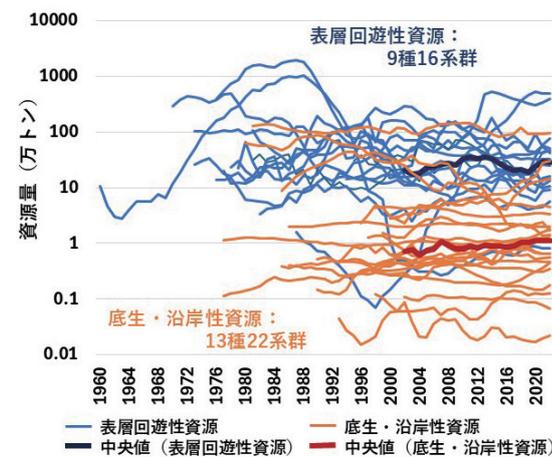
「獲りながら」資源を維持する

水産資源は野生生物資源であるとともに人類にとっての貴重な食料資源でもある。したがって、その保全・管理には常に「獲りながら」の視点が伴う。親が子を産む再生産により資源が維持・更新されるが、再生産を通じた資源への年々の新規加入量は自然環境の変動に応じて大きく変動する。一方、漁獲は資源量を減らす方向に作用する。このため、変動する再生産関係の下で、漁獲の強さを調節して、最大持続生産量(Maximum Sustainable Yield; MSY)を達成するのに十分な加入量を産み出すことができる量の親を獲り残すことが水産資源管理の基本である。

わが国の漁業は、1996年の国連海洋法条約の批准を契機にわが国の沿岸から沖合域を主な操業海域とするものに変化したが、2018年の漁業法改正により、この考え方に沿って国内の水産資源管理が強化されてきた。MSYを基準に確保すべき親の量と漁獲量の上限が設定されているマイワシなどの表層回遊性資源9種16系群と、タラ類やカレイ類などの底生・沿岸性資源13種22系群について、2023(令和5)年度の

魚種別資源評価結果((国研)水産研究・教育機構)に基づき、近年の資源量の動向を図1に示した。魚種別系群別には増減があるが、両資源とも2000年以降の中央値はほぼ横ばいで推移している。わが国周辺の全ての資源が網羅されている訳ではなく、ここに示した資源のなかでも、もう少し親の量を増やしたり漁獲量を減らしたりする必要があるものもある。また、クロマグロやサンマなどの国際資源については別途国際機関により評価・管理が行われているが、サンマやサケでは最近の資源の減少が顕著である。しかしながら、総体としては、近年のわが国周辺の水産資源の状況は比較的安定しており、「獲りながら」の資源利用へ向けた取り組みが進みつつあることが示唆される。

■図1 わが国周辺の主要な国内水産資源の資源量の動向



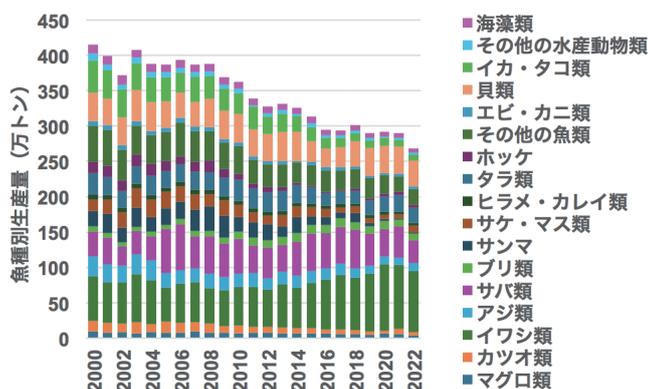
(令和5年度「魚種別資源評価結果」((国研)水産研究・教育機構 <https://abchan.fra.go.jp/hyouka/doc2023/>)に基づき筆者作成)

国内生産の減少と消費との乖離

わが国周辺の水産資源が比較的安定しているとみられる一方で、漁業生産量は減少を続けている。漁業・養殖業生産統計(農林水産省)に基づき、図2に沿岸漁業と沖合漁業による2000～2022年の魚種別生産を整理したが、合計値は415万トンから269万トンに減少している。カツオ・マグロや、アジ・サバ・イワシなどの浮魚類の生産量に大きな変化がない一方で、海藻類、エビ・カニ類やイカ・タコ類などの沿岸性・定着性種の生産量が減少し、底生性魚類やその他の魚類の生産量も低水準にとどまるか減少している。また、サケ・マス類やサンマの生産量も急減している。

この背景として、これまでの過剰漁獲や近年の地球温暖化の影響は否定できないものの、わが

■図2 沿岸漁業と沖合漁業による魚種別生産量の変化



(漁業・養殖業生産統計(農林水産省)に基づき筆者作成)

国の少子・高齢化にともなう漁業就業者数の減少や生産量の減少にともなう漁船数の減少など、生産体制自体の縮小の影響が大きいと考えられる。5年毎に実施されている漁業センサス(農林水産省)によれば、2003年から2023年にかけて、漁業就業者数は23.8万人から12.1万人に、漁

船数(無動力漁船を含む)は21.4万隻から10.9万隻に、それぞれ半減している。また、食生活の変化や豚肉・鶏肉との価格差などにより消費者の魚離れが進み、国内における水産物の消費量が低下していることも影響していると思われる。家庭における生鮮魚介類の購入量は一貫して減少しており、2000年には年間44.2kgであったものが2023年には18.5kgと半分以下に減少している(二人以上世帯の全国平均:総務省家計調査)。

「食べながら」の視点の必要性

地球温暖化の進行により水産物を含めた食料生産が不安定となる一方、世界人口の増加にともない食料需要は拡大を続けている。世界の食料需給関係は、今後逼迫の度合いを増すことが予想される。わが国周辺の水産資源は食料資源として高いポテンシャルを持つ。しかし、その活用には、資源量を持続可能な水準に保つことに加えて、漁業生産体制の維持を通じて一定の生産量を確保する必要がある。そのためには、生産や加工・流通の担い手の確保とともに生産物の国内市場を維持すること、すなわち「食べながら」水産業を支える取り組みが欠かせない。

わが国では、多様な海洋環境を背景に、地域に特有の水産資源を対象にさまざまな漁業が展開されてきた。そのため、多品種少量生産とならざるを得ず、地域的季節的な変動も大きい。したがって、現在の水産物流通の中心であり、商品提供における定時・定量・定価・定質の四定条件を基本とするスーパーマーケットを通じて、これら全ての流通・消費を図ることは難しい。沿岸性・定着性種の漁業生産量の減少(図2)は、このことを反映したものであるとも考えられる。しかしながら、わが国周辺の水産資源を有効活用し、将来の不透明な食料需給に対応するためには、気候変動に対応した適地適作とともに地産地消を意識的に進めることが重要である。インバウンドを含む観光を通じた需要喚起、インターネットを通じた域内域外の消費者や実需者との直接的なつながりの強化などを通じて、漁業・養殖業生産と水産物消費の循環が形成され、わが国全体としてもレジリエントな需給体制作りにもつながることが期待される。

今後のわが国の社会にとって地球温暖化と並ぶ課題は人口減少である。鉄道事業をはじめとして、既往の社会システムの多くは一定の人口あるいは人口密度を前提に成立している。こうしたなかで、地方における人口減少と過疎化の進行は深刻な課題であり、最近の自然災害を通じて顕在化してきた物流インフラの脆弱性の背景でもある。担い手の確保も国内市場の形成・維持も人口に依存する。地産地消を通じた地域における生産と消費の循環を創る場合も、経済的に自立できる規模の人口を有する範囲を、既存の自治体の境界を越えて設定する必要があるだろう。その上で、生産・加工・流通拠点や社会インフラの最適な配置、域内の関連産業との連携、文化・教育面での充実やジェンダーバランスの改善など、地域に人がとどまり、「食べながら」水産業を支える取り組みが進むことを期待したい。(了)

MSC認証とカツオ・マグロ類漁業

[KEYWORDS] 海のエコラベル／持続可能な漁業／MSC漁業認証

石井幸造 ● (一社)MSCジャパン代表理事

MSC認証の概要と広がり

世界の水産物需要は2050年までに2015年レベルから倍増すると言われているが、国連食糧農業機関(FAO)によると、2021年の時点で、世界の天然の水産資源の37.7%は過剰漁獲の状態にあるとされており、その割合は依然として増加傾向にある。

水産資源は、獲り過ぎることなく、適切な量の漁獲を行えば、資源量を維持することができる再生可能な資源である。世界の水産資源を維持・回復するためには、過剰漁獲が行われないよう適切に管理された持続可能な漁業の普及が不可欠であり、普及に向けた取り組みとして、MSC(海洋管理協議会)の認証・エコラベル制度がある。これは、持続可能な漁業を認証し、認証された漁業で獲られた水産物にMSCの「海のエコラベル」(図1参照)を表示して消費者に選択的に購入してもらい、持続可能な漁業で獲られた水産物の市場が拡大することで、さらなる漁業が持続可能に向けた改善に取り組むことへつなげていくものである。

■図1 MSC「海のエコラベル」



2024年3月末時点で、世界約60カ国の572の漁業がMSCの漁業認証を取得しており、これら漁業による漁獲量は世界の天然魚介類総漁獲量の16.5%を占めている。日本国内でも認証を取得する漁業は増えており、現在、12の漁業が認証を取得している。MSCラベル付き製品は、2023年度において、世界約70カ国で2万品目超が販売され、重量では127万t、卸売販売金額^{*1}は約1.5兆円であった。国別では、米国、ドイツ、フランス、英国で卸売販売金額がそれぞれ1,500億円を超えており大きな市場となっている。日本では700品目近いラベル付き製品が販売され、重量は2.1万t、卸売販売金額は約250億円であった。

カツオ・マグロ類漁業で広がるMSC漁業認証の取得

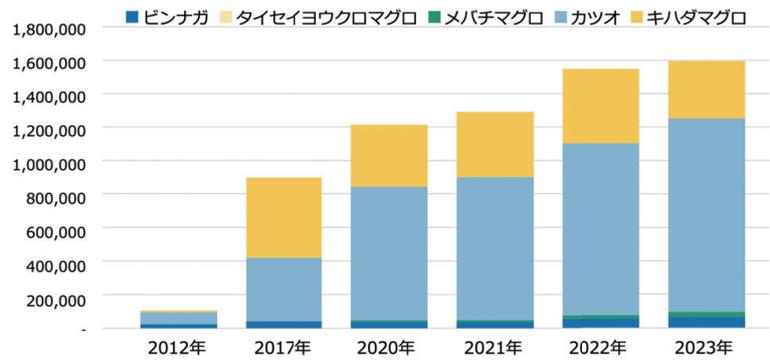
認証取得漁業による漁獲量を魚種別にみると、スケトウダラ、マダラ等の白身魚が最も多く、タイセイヨウニシン等の小型浮魚がそれに続く。カツオ・マグロ類はこれらに次いで多く、図2に示すように漁獲量は年々増加している。2024年11月末現在の漁獲量は233万tで、これは世界のカツオ・マグロ類漁業の総漁獲量の47%に相当する。

カツオ・マグロ類は世界的にも需要が高く、経済的価値が高い水産物であることに加え、島嶼国等では多くの人々の暮らしがカツオ・マグロ類を対象とした漁業によって支えられている。こうした理由から、MSCではカツオ・マグロ類資源の維持・回復に力を入れている。

2024年11月末時点において世界全体で60を超えるカツオ・マグロ類漁業が認証を取得している。日本では、2024年に2つのまき網漁業、1つのはえ縄漁業が認証を取得し、現在、計10のカツオ・マグロ類漁業が認証を取得している。また、韓国では、ほぼ全てのカツオ・マグロ類はえ縄漁業が認証を取得している。

MSC漁業認証を取得するカツオ・マグロ類漁業が増加している背景には、より多くのメーカーや

■図2 MSC 漁業認証取得カツオ・マグロ類漁業による漁獲量(単位:トン)



小売業者が MSC 認証の持続可能なカツオ・マグロ類の調達や販売に取り組むようになり、市場が拡大していることがある。2023 年度に販売された MSC ラベル付きカツオ・マグロ類製品の重量は

世界全体で 20 万 t を超え、過去 5 年間で約 3 倍に増加している。製品形態別では、世界全体では缶詰が圧倒的に多く、約 4 分の 3 を占めている。国別ではドイツ、米国で 3 万 t 以上、英国、イタリア、フランス、オーストラリアでそれぞれ 1 万 t 以上を超える製品が販売され、日本でも、刺身、ペットフード、パウチ入りツナなど、約 2 千 t の製品が販売されている。MSC では、2030 年までに、世界で販売される MSC ラベル付きカツオ・マグロ類製品の重量は 50 万 t に達すると予測している。

カツオ・マグロ類の資源管理と MSC 漁業認証

MSC の漁業認証規格を満たすためには、資源を長期にわたって適切に管理し、資源量の変化に漁業が対応できるようにするための効果的な漁獲戦略^{*2}が講じられていること、また、資源量が減少し始め、あらかじめ決められた閾値^{いきち}に近づいた場合に漁獲量を確実に減らすための漁獲制御ルールを有していることが求められる。カツオ・マグロ類のように複数の国によって資源が共有されている場合、個々の漁業や国の努力だけでは資源の適切な管理が難しく、国際的な協力が必要となるが、全ての関係国がこうした管理措置について合意する必要があるため、その策定・導入には困難さが増す。

国内で認証を取得している 10 のカツオ・マグロ類漁業のうち 9 漁業は中西部太平洋で操業しているが、同海域のカツオ・マグロ類資源を管理する中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)での漁獲戦略と漁獲制御ルールの導入が遅れていたことから、これら漁業は、WCPFCにおいてこうした管理措置が策定・実施されることを条件に認証された。その後、国外も含めた認証取得漁業者からの WCPFC や関係国政府への働きかけも後押しとなり、2023 年の WCPFC 会合では、カツオと北太平洋のピンナガ(ピンチョウマグロ)資源について、漁獲制御ルールを含む漁獲戦略が確実に実施されることが確認された。これは MSC 漁業認証を取得・維持することが資源管理の改善につながることを示した一例である。中西部太平洋のメバチマグロ、キハダマグロと南太平洋のピンナガについても、認証の維持には漁獲戦略の導入が必須となるが、カツオ等と同様、認証取得を維持できる期限までに策定・実施されることを期待したい。

持続可能なカツオ・マグロ類漁業のさらなる普及に向けて

日本は世界有数のカツオ・マグロ類の消費国であり、日本における MSC 認証のカツオ・マグロ類製品の市場の拡大が持続可能なカツオ・マグロ類漁業のさらなる増加につながる。上記の通り、MSC ラベル付きカツオ・マグロ類製品は国内でも増えてきており、これらラベルの付いた製品を日本の消費者が積極的に選ぶことが持続可能な漁業に取り組む漁業者を応援することにつながり、ひいては日本人にとってなくてはならないカツオ・マグロ類資源を将来にわたって残していくことにつながる。(了)

※1 文中の卸売販売金額は1米ドル=150円、あるいは1英ポンド=190円で円換算した金額

※2 漁獲制御ルール、資源評価、モニタリング等の要素が連動して機能する資源管理システム

参考:石井幸造著「持続可能な漁業の普及に向けて」本誌第381号(2016.06.20発行) https://www.spf.org/opri/newsletter/381_2.html

IUU漁業の現状と日本 ～シャークフィニングから考える～

[KEYWORDS] フカヒレ／違法漁業／水産流通適正化法

花岡和佳男●(株)シーフードレガシー代表取締役社長

大規模なシャークフィニングが発覚

2024年6月19日、台湾の漁業署と海洋委員会は台湾の南方澳漁港で漁船「^{ジンマンファ}金満發66号」を共同検査し、船内から約2,000～3,000匹分に相当する、6.5tのヨシキリザメのヒレを発見した(写真)。船内のスペース確保のため、ヒレ以外の魚体は生きたまま海に廃棄されたとみられている。なお、この漁業活動は、日本の排他的経済水域(EEZ)内、もしくは日本が加盟している中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)の管轄下にある公海で行われた可能性が指摘されている。

罰則が緩いため繰り返される違法行為

WCPFCやEUなどは、シャークフィニングを禁止している。日本でも「サメ類の保護・管理のための日本の国内行動計画*1」が設けられており、省令によって採捕したサメの全ての部分を陸揚げまでの間、船上において所持することを義務付けている。台湾でも、2011年にサメのヒレは切り離さず魚体に付いたままで港に降ろすことを義務付け、いかなるシャークフィニングも認めない「シャークフィニングゼロ」政策を発表している。

にもかかわらず、台湾でのシャークフィニングは後を絶たない。金満發66号は過去にも違反行為を行っており、2021年には13tのサメからヒレを切り取り、魚体を違法に廃棄していたことが通報された。船の運航会社には500万台湾ドルの罰金、16カ月の漁業免許停止処分が科されたが、わずか3年後に再び、今回の違法行為が行われた。

違法行為が繰り返される背景には法の緩さがある。台湾の現行法で漁業免許の永久取り消し処分を下せるのは、1年に2回または合計で3回違反行為を行った場合のみ。つまり、一定回数の違反を行わない限り、漁業免許の永久取り消しは難しく、再び違法行為を行う可能性が残る。言うまでもなく、台湾当局による法の厳格化が求められる。

台湾のシャークフィニングの日本への影響

シャークフィニングを含むIUU(違法・無報告・無規制)漁業は、基本的には市場の需要により生じるものであると言える。このことから、漁業地域の政府当局が水産資源や漁業を管理するだけでなく、市場側の政府当局が貿易管理を強化しIUU漁業に関与する水産物の市場流入阻止を急ぐ動きが、EU、米国、日本の世界三大市場を中心に、世界各地で加速している。

台湾のNGO国際動物福祉基金(EAST)の調査によると、世界中のフカヒレ取引のほぼ半分が、台湾、香港、シンガポールといった市場で行われており、日本はフカヒレ取引の主要国ではない。ただ、台湾のシャークフィニングにより日本が被る被害は決して小さくない。両者をつなぐのはマグロだ。

サメは遠洋延縄船などマグロ漁船により漁獲されることがほとんどであるため、シャークフィニングも多くの場合マグロ漁船上で行われる。そして、日本で消費されるマグロの大部分は台湾から輸入されている。つまり、日本のマグロバイヤーは今、マグロの調達を通じて、シャークフィニングというIUU漁業に知らぬ間に加担してしまうリスクにさらされている。

加えて、マグロ流通の川上側にも影響を及ぼしている。この海域でマグロ漁船によりシャークフィ



出典：台湾農業部漁業署プレスリリース
https://www.fa.gov.tw/view.php?theme=Press_release&subtheme=&id=2027

ニングが行われている実態は、この海域におけるマグロ漁の MSC 認証取得、ひいてはその商品の欧米水産市場参入の、足を大きく引っ張っている。国内市場の縮小により海外市場の開拓が至上命題となっている日本の水産業の未来に、影を落としていると言える。

IUU 漁業の撲滅は SDGs にも明記されている国際ゴールであり、日本も G7 や G20 等の国際舞台で歴代の総理大臣がそのコミットメントを宣言している。また、今や日本の小売企業や飲食店チェーン企業、それらに水産物を供給する水産加工・貿易企業の多くが、自らのサプライチェーンから IUU 漁業への関与を排除する宣言をしている。さらに、水産業界に投融資を行うメガバンクや地方銀行も、過剰漁業や人権侵害に並べて IUU 漁業を投融資リスクの一つとして特定し、その改善に取り組まない事業者への投融資を中止するなどの方針を定め始めている。日本が、マグロの世界主要消費国としてその責任を果たすべく、どのような抜本的な一手をとるのか、世界が注目している。

日本政府がとるべき次の手：流通法、対象魚種の拡大

2024 年 10 月 21 日、IUU 漁業由来水産物の国内市場流入阻止等を目的に施行されてから 2 年が経過する水産流通適正化法（流通法）の今後の方向性について、水産庁は、輸入品を規制する特定第二種水産動植物にヨシキリザメおよびアオザメの追加を視野に入れる考えを示した。これは、同年秋に 3 回にわたり東京都内で開催され、筆者も委員として参加した「水産流通の適正化推進会議」で議論された結果である^{※2}。ヨシキリザメおよびアオザメを直ちに対象魚種としない背景には、これらの種において日本では関税コードが分かれておらず輸入量の統計データがないというボトルネックがある。まずは省庁間の連携を強化してこの課題を解消することが急がれる。

言わずもがな、シャークフィニングは IUU 漁業の氷山の一角にすぎない。EU は輸入全魚種、米国も輸入の半分弱を占める 13 種を輸入規制の対象としており、いずれもリスクを未然に防ぐことがステークホルダーを守ることになるという未来社会に軸足を置いた精神が通っている。世界の水産サプライチェーンの到着地の一角である日本の政府にも、IUU 漁業対策としての輸入規制における対象魚種の大幅拡大と、それを基とする IUU 漁業撲滅へ向けたグローバルリーダーシップの発揮が期待されている。2024 年 9 月 30 日には、国内の大手水産企業群を中心に 14 の企業・組織が、その実現のための技術開発や国際連携などを求める共同宣言書を日本政府に提出しており^{※3}、今後の日本政府の対応が注目されている。（了）

※1 https://www.jfa.maff.go.jp/j/koho/bunyabetsu/pdf/samerui_keikaku160315_a.pdf

※2 <https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/240924.html>

※3 https://iuuwatch.jp/news/joint_statement_20241001



事務局だより

◆2024年に国際交渉を経てタイヘイヨウクロマグロ漁獲枠の増枠が決まりました。そこで今号は、水産業をテーマに4本のご寄稿をいただきました。スズキ目サバ科に属するクロマグロは、飲食店では「本まぐろ」と総称される場合もありますが、タイセイヨウクロマグロとタイヘイヨウクロマグロに分類されます。回遊魚のため資源管理には複数の国々が関わります。中でも最大の消費国である日本では、政府、漁業者、NGO、大学、企業等の関係者が、漁獲枠の設定や徹底に努めたり、タイセイヨウクロマグロ漁業で世界初のMSC認証を取得したり、天然タイヘイヨウクロマグロの保全に資する完全養殖を世界で初めて成功させるなど、取り組みを進めてきました。◆1本目の記事では、水産庁の晝間氏が日本政府の対応を紹介しています。拝読して思い出したのは、日本でタイヘイヨウクロマグロの本格的な数量管理が始まった頃のことです。資源管理の専門家は、漁獲枠を設定して資源量が回復したタイセイヨウクロマグロの先例を挙げ、クロマグロは漁獲制限の効果が表れやすい魚だと説明していました。実際、数年後には、現場に近い方々から、「増えてきた」「枠があるのに獲れすぎて困る」という話が聞こえてきました。マイワシのように資源量が自然現象に大きく左右される*魚種がいる一方で、激減しても人為的な工夫で持ち直す魚種がいることに希望を感じました。◆資源状態とは別に、2本目の記事で和田氏が指摘するとおり、日本では水産現場の後継者不足が深刻です。それでも、持続可能な漁業が各地で明るい未来を描くことができれば、状況が好転するかもしれません。3本目で石井氏が紹介する「海のエコラベル」は、持続可能な漁業を応援したい消費者にとって一つの指標になります。世界でMSC認証を得たカツオ・マグロ類の多くはツナ缶になるそうですが、日本では、海のエコラベル付きのツナ缶のほか、生のビンナガ(ビンチョウマグロ)や一本釣りカツオなども販売されています。MSC認証や(一社)マリン・エコラベル・ジャパン協議会のMEL認証など国際的に認められた水産認証スキームでは、資源状態だけでなく、その漁業に伴う環境負荷も審査されます。4本目で花岡氏が取り上げている「混獲」に対しても具体的な防止策が求められます。花岡氏らが毎年開催するサステナブルシーフード・サミットでは、「労働者の人権侵害の温床」でもあるIUU漁業が度々議題に上がります。前回のサミットでは、日本の最大のマグロ供給元である台湾の、遠洋マグロ漁の過酷な実態が報告されました。マグロは、回転寿司など日本の大手外食チェーンの定番メニューになり、今では多くの人が口にする人気食材です。獲りすぎない体制と、心からおいしくいただけるような法の整備が急がれます。(瀬戸内千代)

* 渡邊良朗著「大衆魚の資源動向」本誌第437号(2018.10.20発行)
https://www.spf.org/opri/newsletter/437_2.html

みなさまのご意見をお待ちしております。

『Ocean Newsletter』は、読者のみなさまからのご意見を歓迎いたします。鋭い現状分析、創造的なご意見、積極的な問題提起や政策提言などを求めます。頂戴したご意見・原稿は、編集会議で拝読のうえ、編集に反映させて参ります。

ご提出は、電子メールまたはFAXでお願い致します。

E-mail : oceannewsletter@spf.or.jp

FAX:03-5157-5230

詳細は、本財団ウェブサイトをご参照下さい。

『Ocean Newsletter』 次号No.591は、3月20日発行です。

下記URLにご登録いただけますと、
発行日にメール配信いたします。

https://www.spf.org/opri/newsletter/mail_magazine/

●OPRI情報発信アドバイザーボード(50音順)

秋道智彌

(海洋人類学)
山梨県立富士山世界遺産センター所長

飯田将司

(中国外交・安全保障)
防衛研究所理論部長

北村喜宣

(環境法)
上智大学法学部教授

佐藤慎司

(海洋工学・沿岸環境)
高知工科大学大学院工学研究科長

庄司るり

(航海学)
(国研)海上・港湾・航空技術研究所理事

鈴木英之

(船舶海洋工学)
東京大学大学院工学系研究科教授

高井研

(地球微生物学)
(国研)海洋研究開発機構先鋭研究開発部門部長

瀧澤美奈子

日本科学技術ジャーナリスト会議副会長

竹田有里

環境ジャーナリスト、報道記者

西本健太郎

(国際法)
東北大学大学院法学研究科教授

宮原正典

よろず水産相談室afc.masaf代表

山形俊男

(海洋物理学・気候力学)
(国研)海洋研究開発機構アプリケーションラボ特任上席研究員

山下東子

(水産経済学)
大東文化大学経済学部特任教授

早稲田卓爾

(海洋技術環境学)
東京大学大学院新領域創成科学研究科教授

●発行人／編集代表

角南篤 公益財団法人笹川平和財団理事長

●発行

公益財団法人笹川平和財団 海洋政策研究所

〒105-8524

東京都港区虎ノ門1-15-16笹川平和財団ビル8階

TEL. 03-5157-5210 / FAX. 03-5157-5230

OPRI 海洋政策研究所

●●●●●●●● SASAKAWA PEACE FOUNDATION

Ocean Newsletter No.591

2025年3月5日発行(毎月5日・20日発行)

©2025 Ocean Policy Research Institute, The Sasakawa Peace Foundation

製作:(有)ブレインワークス